

令和 5 年 6 月 6 日現在

機関番号：32503

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2022

課題番号：20K04893

研究課題名(和文) 地方所在の中央官庁高官官舎にみる「和洋館並列型住宅」の特質と展開に関する研究

研究課題名(英文) Study on characteristic and deployment of "residence with Japanese and European houses adjacent to each other" seen in official residence of central government officials at local locations

研究代表者

藤木 竜也 (Fujiki, Tatsuya)

千葉工業大学・創造工学部・准教授

研究者番号：40551156

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：36件見出せた地方所在の中央官庁高官官舎の「和洋館並列型住宅」の分析・考察を行い、和洋館を同時に計画・建設するほか、接続形式は渡廊下と直結、配置構成は洋館の前方配置と和洋館の並列配置に分類できることを明らかにした。これらを先行研究(科研課題番号：16K18221)の成果と合わせて近代日本の高官官舎の普遍的な性格と結論づけた。

地方高官官舎(知事など各府県の高官官舎)と多く共通し、中央(東京)の原理よりこれを受容した地方の性格に優位性があったことも明らかにした。その形態は、親任官の高官官舎に書院造、勅任官・奏任官の高官官舎に中級武家住宅の構成が底流し、洋館の面積比の差異が影響を及ぼすことを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

洋風住宅がどのように受容され、浸透したかを捉えることは近代日本住宅史研究の根幹をなす重要な課題で、この特異な受容形態を伝える「和洋館並列型住宅」の成立と展開を政府高官と地方高官の官舎を対象にした先行研究(科研課題番号：16K18221)に次いで、本研究では地方所在の中央官庁高官官舎を主題に考究した。

官舎は設置の主旨や目的が共通し、居住者の個性や事情が計画に顧みられない性格から分析を容易とする研究上の優位性をもつ。これは見出せた「和洋館並列型住宅」の特質と展開に普遍的な性格を明瞭に読み取れることを意味し、近代日本に洋風住宅がいかに受容され浸透したかの実態解明に資する十分な学術的意義が認められる。

研究成果の概要(英文)：In this study, I analyzed and considered 36 "Japanese and Western-style parallel residences" of central government official's residences located in regions. the connection type could be categorized into a corridor and a direct connection, and the layout configuration could be classified in the front arrangement of the Western-style residence and a parallel arrangement of the Western-style residence and the Japanese-style residence. Combining the above with the results of a previous study (No.16K18221), I concluded that this is the universal character of high-ranking official residences in modern Japan.

This was common to many of the local high-ranking officials' residences, and the local character was superior to the central principle. The high-ranking official residences for Shinninkan were based in shoin-zukuri style, while those for Cyokuninkan and Soninkan were based on middle-class samurai residences, and the area ratio of Western-style residences had an impact.

研究分野：建築史・意匠

キーワード：和洋館並列型住宅 近代日本の高官官舎 洋館付加住宅 和洋館の面積比 近代日本住宅史

様式 C-19、F-19-1、Z-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

明治から昭和戦前期において、洋風住宅がどのように受容され、浸透していったかを論究することは近代日本住宅史研究の根幹をなす重要な課題である。通史(内田青蔵『日本の近代住宅』鹿島出版会 平成4年など)によれば、洋風住宅は横浜・神戸など外国人居留地に設けられたコロニアル様式の商館にはじまり、これが日本人の特に上流階級の邸宅に受け入れられ、同一敷地に生活の本拠となる伝統的な和館に迎賓用の洋館を併設する「和洋館並列型住宅」として本格的な導入を果たした。後に玄関脇に小規模な洋館部分を持つ「洋館付加住宅」が形づくられ、「文化住宅」と呼び親しまれて広く受け入れられたことを経て、最終的に和館部分を伴わず、和室を内包した洋館単棟で構成されるようになる。

近代日本の住まいへの洋風住宅の導入、すなわち「和洋館並列型住宅」の成立に先導的な役割を果たしてきたのが皇族の邸宅と政府高官の官舎である(河東義之「ステータスシンボルとしての洋館」『月刊文化財』昭和62年12月に収載)。このうち皇族の邸宅については、小野木重勝博士の研究によく知られ(『明治洋風宮廷建築』相模書房 昭和58年)、その和洋館の移り変わりも小沢朝江博士・水沼淑子博士の研究がある(「皇族本邸における和風と洋風の使い分けについて」日本建築学会大会学術講演梗概集 平成13年)。他方の政府高官の官舎については、大臣・次官・秘書官等の東京に所在した中央官庁の高官官舎(政府高官官舎)に各府県の知事・部長といった地方高官官舎も加えて、「和洋館並列型住宅」の中央(東京)での成立と地方への展開の過程を明らかにすることを平成28-30年度に科学研究費(若手研究B)の助成を受けて研究に取り組んできた(科研課題番号:16K18221)。ここで明治20年代までに事例の集中が見られた32件に及ぶ政府高官官舎、明治20年代以降に設けられるようになった51件の地方高官官舎の計83件の「和洋館並列型住宅」から分析・考察を行ったことで、政府高官官舎は洋館を重視し、地方高官官舎は和館も重んじて和洋館を並列に取り扱う構成をもつことが明らかとなり、単に中央(東京)の構成が縮小されて地方に受け入れられたものではなかったことが浮き彫りになってきた。

2. 研究の目的

本研究に先行する研究課題(科研課題番号:16K18221)に取り組む過程で、現存する呉鎮守府司令長官官舎(重要文化財 明治38年)や陸軍第15師団長官舎(豊橋市指定文化財 明治45年)が政府高官官舎と地方高官官舎のいずれにも類されない中間に位置づくものであることが明るみとなってきた。本研究では、こうした地方所在の中央官庁高官官舎を研究主題とし、その「和洋館並列型住宅」に政府高官官舎に通底する中央(東京)の原理が適用されたのか、それとも地方高官官舎に近い性格が表出したのか、近代日本の官舎建築の「和洋館並列型住宅」について、さらに多角的な視座から実態を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究の遂行にあたり、まず重要となるのが明治から昭和戦前期における地方所在の中央官庁高官官舎の事例収集である。陸軍師団(陸軍省)、海軍鎮守府・要港部(海軍省)、地方裁判所(司法省)、北海道庁等の高官官舎を対象とし、これを①文化財等の現存事例、②近代化遺産、近代和風建築の総合調査もしくは個別事例の調査報告書・論文、③国立公文書館の防衛研究所(防衛省図書館)、都道府県立図書館所蔵の資料・文献より「和洋館並列型住宅」の事例を収集する。管見の及ぶ限りではあるが、一般に公開されている地方所在の中央官庁高官官舎の関係資料を網羅的に収集して取り組むものである。

分析・考察の方法は、本研究に先行して取り組んできた「政府高官官舎・地方高官官舎に見る「和洋館並列型住宅」の成立と展開に関する研究」(科研課題番号:16K18221)で採ってきた研究方法を次のように基本的に踏襲する。

(1) 地方所在の中央官庁高官官舎の一覧表作成

資料調査で得られた地方所在の中央官庁高官官舎の「和洋館並列型住宅」を所在地、設置年・建設年、建物規模と面積比、和洋館の接続形式、配置構成(表門からのアプローチ時における和洋館の視認)、表玄関(客の出入りする玄関)、和洋館それぞれの接客空間と居住空間で一覧表に整理する。

(2) 設置年・建設年の推移

官舎の設置年ならびに和洋館の建設年から「和洋館並列型住宅」の推移を分析する。とりわけ和洋館いずれかを増築して「和洋館並列型住宅」となった事例に注意して考察を行う。

(3) 和洋館の規模・面積比

工事仕様書のほか、平面図、配置図、地図等で判読できる外部形状から和洋館の面積比を概算し、その大小関係に見られる特質や推移を捉えるほか、他項目の分析・考察にあたって和洋館の大小との相関関係を見るための素地として扱う。

(4) 和洋館の接続形式

①渡廊下で接続して和洋館の独立性が高い形式とするか、これを②直結して「和洋館並列型住宅」としての一体的なまとまりを示す形式とするかに大別して、その時系列の推移や和洋館の面積比を踏まえて分析・考察を行う。

(5) 和洋館の配置構成(表門からのアプローチ時における和洋館の視認)

表門からアプローチするにあたって和洋館がどのように視認できるかは和館に対する洋館の優位性のような和洋館の従属関係を明快に意味づけるものといえる。本研究では和洋館の配置構成を表門からのアプローチ時において、①洋館のみ：洋館の背面後方に隠すようにして和館を配置、②和館のみ：和館を主体とした配置構成、③和洋館両方：和洋館を並列に配置するの3つから整理、抽出し、和洋館の面積比も鑑みて配置構成の傾向と特質について分析・考察を行う。

(6) 和洋館の表玄関(客の出入りする玄関)の有無

和洋館の表玄関の有無は、和洋館両方に直接アプローチできるか、和洋館いずれかを介してアプローチするかに大別でき、接客空間の従属関係を明快に示すものといえることから傾向や特質について分析・考察を行う。

(7) 和洋館における接客空間・居住空間の有無

和洋館それぞれの接客空間・居住空間の有無を抽出し、それらの用途について傾向と特質を分析・考察する。

以上に述べた方法をもって、政府高官官舎ならびに地方高官官舎の「和洋館並列型住宅」とも比較して地方所在の中央官庁高官官舎の特質を捉え、かつ近代日本における官舎建築全体の視座から近代化の受容(洋館)と伝統の継承(和館)の実態を明らかにする。

4. 研究成果

上述の研究手法により調査・収集した地方所在の中央官庁高官官舎の「和洋館並列型住宅」は、親任官(大臣相当)18件、勅任官(次官、各府県知事相当)5件、奏任官(秘書官、各府県部長相当)13件の計36件が数えられた。事例は陸軍省と海軍省に偏るものであったが、その「和洋館並列型住宅」について次の特質が見出せた。

- (1) 34件・94%で和洋館を同時に建てており、政府高官官舎ならびに地方高官官舎と同様の傾向をもつといえた。
- (2) 和洋館の面積比は洋館38%・和館62%となった。政府高官官舎が洋館72%・和館28%、地方高官官舎が洋館23%・和館77%であったことを照らせば、地方高官官舎に近い面積比といえた。奏任官の官舎を基準に規模比率を算出すると、洋館は親任官2.7倍、勅任官1.2倍となり、官職の高さと洋館の規模に相関性のあることが見出せた。一方、和館の規模比率にはこうした傾向は認められなかった。
- (3) 和洋館の接続形式は、渡廊下でつなぐもの(10件・29%)、和洋館を直結するもの(25件・71%)で2分類できた。この2分類は政府高官官舎、地方高官官舎とも共通だが、これらは年代が下るにつれて渡廊下を採らなくなるのに対して、地方所在の中央官庁高官官舎では、渡廊下と直結の併用が続けられて年代の変化が認められない特質を有していた。
- (4) 和洋館の配置構成は、洋館の前方配置と和洋館の並列配置に2分類でき、これも政府高官官舎、地方高官官舎と共通していた。地方所在の中央官庁高官官舎に年代による変化はうかがえず、一貫して洋館の前方配置と和洋館の並列配置がいずれかに大きく偏ることなく使用され続けたことは接続形式と同様で、政府高官官舎とも地方高官官舎とも異なる傾向を示した。
- (5) 方位がわかる24件の事例でみると、庭園を南に置くものが17件と多く、他7件はいずれも東に配していた。これは地方高官官舎と共通する特質だが、これを前出の配置構成を照らししてみると、洋館の前方配置は、和洋館を東西方向で並置し、表門を東もしくは西に構えて南側に庭園を置いた。つまり、和洋館両方を庭園に面するために採った配置といえ、これは政府高官官舎と共通する構成といえた。和洋館の並列配置は、表門を西に構え、和洋館を南北

に並置して東側に庭園を置くものが多く、地方高官官舎で多用された配置構成と共通していた。

- (6) 和洋館両方に接客空間を有しており、地方高官官舎と同一の傾向を示した。おおよそ明治20年代までは洋館を主要な接客空間としていたが、明治30年代より先は和館と洋館の接客空間の優位度を読み取り難くなる。洋館を重視する傾向は政府高官官舎と同様だが、これが和洋館の併用とされるも一向に和館が洋館よりも重んじられるまでに及ばないことに地方高官官舎とも異なる様相を示していた。また、洋館を居住空間には用いなかったといえ、総じて地方所在の中央官庁高官官舎の「和洋館並列型住宅」は、洋館を接客、和館を接客・居住とする構成として地方高官官舎と同様の傾向をもつといえた。言い換えれば、地方に洋館が受容される上での普遍的な構成であったことを実証するものといえる。

表1 政府高官・地方所在の中央官庁高官・地方高官の高官官舎「和洋館並列型住宅」の特質

| | 政府高官官舎 | 地方所在の中央官庁高官官舎 | 地方高官官舎 |
|----------|---|---|---|
| 設置年の範囲 | ～明治20年代まで (明治30年代欠) | 明治10年代～昭和期 (明治40年代～大正期多数) | 明治20年代～昭和期 (明治30年代欠) |
| 建設・設置形態 | 和洋館を同時建設 | 和洋館を同時建設 | 和洋館を同時建設 |
| 和洋館の平均規模 | 洋館 238.468坪 和館 107.319坪 全体 331.153坪 | 洋館 49.756坪 和館 93.269坪 全体 143.025坪 | 洋館 25.074坪 和館 74.306坪 全体 103.608坪 |
| 和洋館の面積比 | 洋館72%：和館28% | 洋館38%：和館62% | 洋館23%：和館77% |
| 和洋館の接続形式 | 渡廊下・和洋館直結を併用 | | |
| | 渡廊下を重用 | 和洋館直結を重用 | 和洋館直結を重用 |
| 和洋館の配置構成 | 洋館前方・和洋館並列を併用 | | |
| | 洋館前方(明治10年代) → 和洋館並列(明治20年代) | 洋館前方・和洋館並列を併用 | 和洋館並列(明治20年代～大正期) → 洋館前方(昭和期) |
| | 表門・和洋館を東西軸、南側庭園 | 表門・和洋館を東西軸、南側庭園 (表門を西、南北軸で東側庭園または表門を北、東西軸で南側庭園も採用) | 表門を東または西、和洋館を南北軸 庭園は南側重視だが他方も採用 |
| 表玄関の推移 | 洋館のみ | 洋館のみ | 和洋館両方または和館(大正期まで) → 洋館のみ(昭和期) |
| 接客空間 | 洋館 | 和洋館両方だが洋館が主 | 和洋館両方だが和館が主 |
| 居住空間 | 和館(明治10年代) → 洋館(明治20年代) | 和館 | 和館 |

先行研究(科研課題番号：16K18221)で明らかにしてきた政府高官官舎、地方高官官舎の「和洋館並列型住宅」の特質と合わせて上述してきた成果をまとめたのが(表1)である。本研究の主たる研究目的である「和洋館並列型住宅」が地方所在の中央官庁高官の官舎に採用されるにおいて、政府高官官舎に通底する中央(東京)の原理が適用されたのか、それとも地方高官官舎に近い地方に受容された形態が表出したのかをみると、まず共通点としては「和洋館並列型住宅」は和洋館を同時に計画ないし建設すること、和洋館の接続形式は渡廊下と直結に、配置構成は洋館の前方配置と和洋館の並列配置にそれぞれ2分類できることが挙げられ、これらは近代日本の高官官舎における普遍的性格といえた。とりわけ地方所在の中央官庁高官官舎が政府高官官舎と共通していたのは、表玄関を洋館のみに構えることに限られたが、地方高官官舎と共通したのは、規模ないし面積比が和館の方が大きく、接続形式は和洋館直結を重用し、居住機能を和館に備えることが挙げられた。つまり「和洋館並列型住宅」の採用において、中央(東京)の原理よりこれを受容した地方の性格に優位性があつたことが明らかといえた。

しかし、一方で地方高官官舎に比べて和洋館の規模、洋館の面積比が大きく、さらに地方所在の中央官庁高官官舎では、洋館の前方配置と和洋館の並列配置を終始併用して年代推移が認められなかったことも特異といえた。これは表門と和洋館を東西軸で並べて南側に庭園を構える政府高官官舎と共通する配置と、表門を西、和洋館を南北軸で置いて正面させ、東側に庭園とする地方高官官舎と共通する配置の両方が見られたこと、加えて和洋館両方に接客空間を置くが、洋館を主とすることに政府高官官舎と地方高官官舎の中間に位置する性格を示す地方所在の中央官庁高官官舎の「和洋館並列型住宅」ならではの特質を認めるところであった。

さらに本研究では、その「和洋館並列型住宅」の形態に相違を及ぼす要因に迫った。(図1)に地方所在の中央官庁高官官舎の「和洋館並列型住宅」において形態の相違に与する接続形式と配置構成、表玄関・接客空間・居住空間のそれぞれの有無を和洋館の面積比の差をもって整理した。

和洋館の接続形式は、洋館69%以上(和館31%以下)の官舎では渡廊下に限られ、和洋館の直結は洋館16%以下(和館84%以上)の官舎で適用される傾向が多くなることがわかる。また、和洋館の配置構成は、洋館27%以下(和館63%以上)の官舎では和洋館の並列配置に偏る傾向がうかがえたが、洋館の面積比が大きくなるほど洋館の前方配置に推移するというわけでもなかった。また、表玄関を和館のみに構えるのは、洋館の面積比が40%以下の事例に限られた。接客空間は、洋館71%以上(和館29%以下)の官舎に限り洋館のみに接客空間を配し、逆に洋館29%以下(和館71%以上)からは和館の客座敷を主たる接客空間とする傾向が読み取れる。そして居住空間は、洋館69%

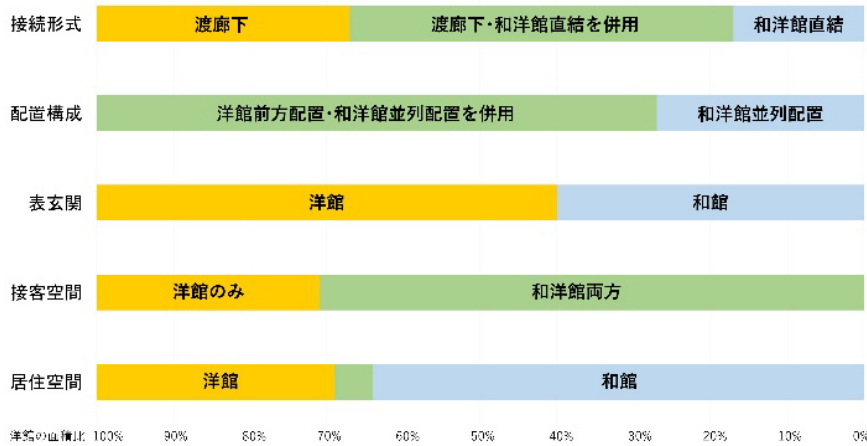


図1 和洋館の面積比差にみる傾向

以上(和館 31%以下)の官舎では洋館に置かれ、洋館 64%以下(和館 36%以上)となると一転して和館を居住の本拠とするようになる。

渡廊下による和洋館の接続、洋館のみに接客空間を配し、洋館に居住空間を備えるのは、いずれも洋館の面積比が70%前後で共通しており、これらを採用する上で面積比が洋館7:和館3の関係性をもって読み取れることは興味深く、その形態の相違には洋館の面積比の大小が決定的な影響を及ぼすものといえた。

洋館の面積比が高くて洋館前方と和洋館並列の配置構成が併用されること、そして洋館の面積比が低くても和洋館両方に接客空間を配することは、反転しているものの相似の関係をもってうかがわれ、先行研究(科研課題番号:16K18221)で「和洋館並列型住宅」に見出してきた和洋館両方を有することに意義をみる「和洋両様の志向」の本質が和洋館の配置構成と接客空間の有無に色濃く表れていることを認めるものといえよう。なお、これらの中で独自性が強く表れているのが表玄関で、他の項目に比べると洋館の面積比に左右されにくい性格をもつことがうかがえた。和洋館が接する箇所だけに異なる理念が働いている可能性を示唆するが、本研究で採ってきた研究方法ではこれ以上の理解を得るのは難しく、異なるアプローチを必要とする。今後の課題としておきたい。

先行研究(科研課題番号:16K18221)において、政府高官官舎と地方高官官舎の「和洋館並列型住宅」には、それぞれ異なる原理が底流していたことを浮き彫りにしてきた。本研究では、これらの中に位置づく地方所在の中央官庁高官官舎の「和洋館並列型住宅」にみられるゾーニングと配置構成の判明する23件を7分類に整理することを通じて、地方所在の中央官庁高官官舎の「和洋館並列型住宅」において、官職の高い親任官の高官官舎には中央(東京)の原理、それより官職の下る勅任官・奏任官の高官官舎には、これが地方に受容された形態が採られ、とりわけ「和洋館並列型住宅」の形成という視点では、官職の高さは和館に対する洋館の面積比の大きさに加えて、和洋両方の接客空間に関係させる意図から台所の配置に差異をもって現れることを指摘した。

すなわち、その相違は親任官の高官官舎が書院造(近世上流武家住宅)、勅任官・奏任官の高官官舎が中級武家住宅を下地にして和館の構成に比重を置き、総じて近世武家住宅の格式が近代に及んで洋館を受容し「和洋館並列型住宅」が適用される上でも連綿として受け継がれてきたことを示唆した。

加えて本研究では、「洋館付加住宅」の成立が従来で明治31年の北田九一の「和洋折衷住家」を嚆矢としてきたのに対して、これが明治10年代にまで遡り、明治20年代には勅任官・奏任官の高官官舎の形式として採用されていたことを明らかにしたのも重要な研究成果の1つである。後の明治30年代では、舞鶴鎮守府司令長官官舎(明治34年)で「洋館付加住宅」を親任官の高官官舎に相当する水準にまで高めようとしたことが指摘でき、さらに続く呉鎮守府司令長官官舎(明治38年)が地方所在の中央官庁高官官舎で書院造の配置構成を受け継いだとみられる年代的に最も遡る事例であったことを明らかにし、近代日本の官舎建築にみる「和洋館並列型住宅」にとって明治30年代が転換期であったことを浮き彫りにした。

以上述べてきた通り、本研究を通じて我が国において洋風住宅がどのように受容され、いかに浸透していったかという近代日本住宅史研究の根幹をなす重要な課題を明らかにする上で、その進展に資する有用な知見が得られたといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

| |
|----------------------------------|
| 1. 発表者名 藤木竜也 |
| 2. 発表標題 北田九一案「和洋折衷住家」について(再考) |
| 3. 学会等名 日本建築学会大会（東海）学術講演会 |
| 4. 発表年 2021年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 藤木竜也 |
| 2. 発表標題 中枢軍事拠点（陸軍師団・海軍鎮守府）の高官官舎について |
| 3. 学会等名 日本建築学会関東支部研究発表会 |
| 4. 発表年 2021年 |

| |
|-------------------------------|
| 1. 発表者名 藤木竜也 |
| 2. 発表標題 旧金沢地方裁判所検事正官舎について |
| 3. 学会等名 日本建築学会大会（北海道）学術講演会 |
| 4. 発表年 2022年 |

〔図書〕 計1件

| | |
|---|-----------------|
| 1. 著者名 藤木竜也 | 4. 発行年 2023年 |
| 2. 出版社 藤木竜也（私家版） | 5. 総ページ数 68 |
| 3. 書名 地方所在の中央官庁高官官舎にみる「和洋館並列型住宅」の特質と展開に関する研究 | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|--|---------------------------|-----------------------|----|
|--|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|